

受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田ライフプランファンド20
明治安田ライフプランファンド50
明治安田ライフプランファンド70

投資信託約款の変更の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」、「明治安田ライフプランファンド70」（以下、各々または総称して「当ファンド」ということがあります。）、および当ファンドにおける欧州株式の実質的な運用を行っている親投資信託「明治安田欧州株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）につきまして、投資信託約款の変更を行う予定ですので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、弊社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）対象ファンド

明治安田ライフプランファンド 20
明治安田ライフプランファンド 50
明治安田ライフプランファンド 70
明治安田欧州株式マザーファンド

2. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「ニュートン社」ということがあります。）との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行います。詳しくは後掲のご参考②をご覧ください。

3. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をニュートン社に委託してまいりましたが、弊社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。

4. 日程について

① 受益者の確定日	: 2024年5月10日 (2024年5月8日までに申込みをされた受益者に限る)
(電子公告開始 2024年5月9日)	(弊社ホームページ (https://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
② 異議申立期間	: 2024年5月10日から2024年8月29日まで (弊社必着)
③ 異議申立受益者の買取請求期間	: 2024年9月6日から2024年9月25日まで
④ 投資信託約款変更の適用日	: 2024年10月1日 (予定)

5. 異議申立の方法

2024年5月10日現在の受益者（マザーファンドに関しては、当ファンドを含めたベビーファンドにおける受益者とします。）で、投資信託約款の変更についてご異議のある方は、書面（書式自由）に（2）の事項をご記入のうえ、**2024年8月29日（必着）までに**（1）の宛先へご送付ください。

投資信託約款の変更にご同意いただける場合、お手続きは不要です。

(1) 宛先

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 大手町プレイス イーストタワー9階
明治安田アセットマネジメント株式会社
投信ディスクロージャー部 異議申立受付係 宛

(2) ご記入いただく事項

- | |
|--|
| <p>① 住所
② 氏名および捺印
③ 電話番号（日中ご連絡先）
④ 保有ファンド名および口数
⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号
⑥ 本件に異議を述べる旨（例：投資信託約款の変更に異議を申立てます。）</p> |
|--|

該当ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただきます。この場合は次頁7. の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受付を行うものとします。

[留意事項]

- ・お申出いただいた事項にて不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがありますのでご注意ください。
- ・異議申立の受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。なお、必要がある場合、ご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- ・お手続きにあたり、お客さまに関する個人情報を販売会社および受託会社（再信託受託会社を含みます。）が共有することにご同意いただいたこととしますのでご了承ください。なお、当該手続きに伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報は、当該受益権口数の管理および買取請求の事務処理を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。
- ・異議申立にかかる郵便代金の費用等は、当該異議申立をされた受益者にご負担いただきます。

6. 異議申立の判定

2024年5月10日現在の受益者で、投資信託約款の変更についてご異議のある方は、2024年8月29日（必着）までに弊社に対し書面によりお申し出ください。

このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続きを行っております。当ファンドにおける賛否だけでなく他のベビーファンドを含む集計結果をもってマザーファンドの重大な約款変更が決定されますので、当ファンドのみの異議申立の結果と異なる場合があります。マザーファンドにおける重大な約款変更の可否が全てのベビーファンドに適用されます。

マザーファンドの重大な約款変更につきましては、各ベビーファンドにおける2024年5月10日現在の受益者から反対・異議申立のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な反対・異議申立口数に換算し、その合計が受益者確定日時点のマザーファンドにおける受益権総口数の二分の一を超えた場合には、投資信託約款の変更が中止されます。この場合、当該マザーファンドを主要投資対象とする全てのベビーファンドの投資信託約款の変更を中止します。当ファンドにおいては投資信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、受益者の方にお知らせいたします。

なお、投資信託約款の変更の決定（2024年8月30日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

7. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続きについて

この投資信託約款の変更を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

※公正な価額とは、受託会社が受益者からの買取請求手続きに係る必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額をいいます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常の換金手続きをしていただくこともできます。

- ① 買取請求期間：2024年9月6日から2024年9月25日まで
- ② 弊社より、異議申立をされた受益者の方に「投資信託受益権買取請求書」（以下、「買取請求書」といいます。）を送付いたします。
- ③ 受益権の買取請求をされる場合は、弊社が送付する②の買取請求書にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
- ④ 買取請求書は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。
- ⑤ 受託会社で買取請求書が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。
- ⑥ 受託会社より、買取請求書にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。
なお、買取代金は、買取価額から受託会社で発生する費用（振込手数料、郵送料等）が差し引かれた金額となります。

【買取請求に係る注意事項】

- ・ **マイナンバーおよび本人確認書類の提示（簡易書留）が必要となります。**「個人番号告知書」にマイナンバー（個人番号）をご記入いただき、本人確認書類のコピーを添付のうえ、簡易書留により受託会社にご提出いただきます。
- ・ 前記の買取請求は、当該投資信託約款の変更について異議申立をされた受益者の方のみを対象とするものであり、**通常の換金手続きである取扱販売会社に対する解約請求とは異なります。詳しくは（ご参考①）をご覧ください。**
- ・ 買取請求を希望される場合、**「投資信託受益権買取請求書」にご記入いただいた日から受託会社にて受理するまでに日数を要する場合があります。**
- ・ また、**買取代金のお支払いまでに通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**
- ・ **買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなります**のでご注意ください。
- ・ 買取請求を行った場合、買取代金をお客さまの口座へお振り込みを行うための**振込手数料等が買取代金から差し引かれます。**

- ・買取請求により収益が発生する場合、原則として確定申告が必要となり、お客さまご自身で行っていただく必要があります。（税務につきましては、税務の専門家にご相談ください。）
- ・買取請求された受益権について、質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託会社の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振り込みにより、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託会社（再信託受託会社を含みます。）ならびに委託会社は、一切責任を負いませんので、ご承知おきください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続きを行うことができます。

（ご参考①） 「買取請求」と「解約請求」の手続きの違い

	受託会社に対して行う 「買取請求」の場合	販売会社に対して行う 「解約請求」の場合
換金請求先	お取引中の販売会社の本・支店等	お取引中の販売会社の本・支店等
対象者	異議申立期間中に異議を申立てた受益者のみ	異議申立ての有無にかかわらず、当ファンドのすべての受益者にお手続きいただけます。
換金請求期間	2024年9月6日から2024年9月25日までのお申込み	ファンドの営業日
換金請求手続き	お客さまご自身で、弊社指定の「投資信託受益権買取請求書」にご記入いただけます。 ※「 <u>個人番号告知書</u> 」にマイナンバー（個人番号）をご記入いただき、本人確認書類のコピーを添付のうえ、簡易書留により受託会社にご提出いただけます。 ※ご記入いただいた日から、受託会社で受理するまでに日数を要する場合があります。	お取引中の販売会社における、通常の換金（解約）手続きとなります。
換金価額	受託会社が公正な価額にて買取を行います。 ※公正な価額とは、「投資信託受益権買取請求書」および「個人番号告知書」が受託会社にて受理された日の翌営業日の基準価額とします。	解約請求日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金の受け取り	受託会社が、「投資信託受益権買取請求書」にご記入いただきました口座に振り込みます。	販売会社にてお支払いします。
換金にかかる手数料や費用	<u>買取代金をお客さまの口座へお振り込みを行う際の振込手数料等が買取金額から差し引かれます。</u>	ありません。
税金関係 （個人の場合）	お客さまご自身での納税手続きが必要となります。 ※販売会社が受益権を買い取る <u>通常の買取請求と異なり特定口座の損益通算の対象とはなりません。</u> ※税務につきましては、税務の専門家にご相談ください。	源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合、販売会社が源泉徴収を行うため確定申告を省略することができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記へお問合せください。

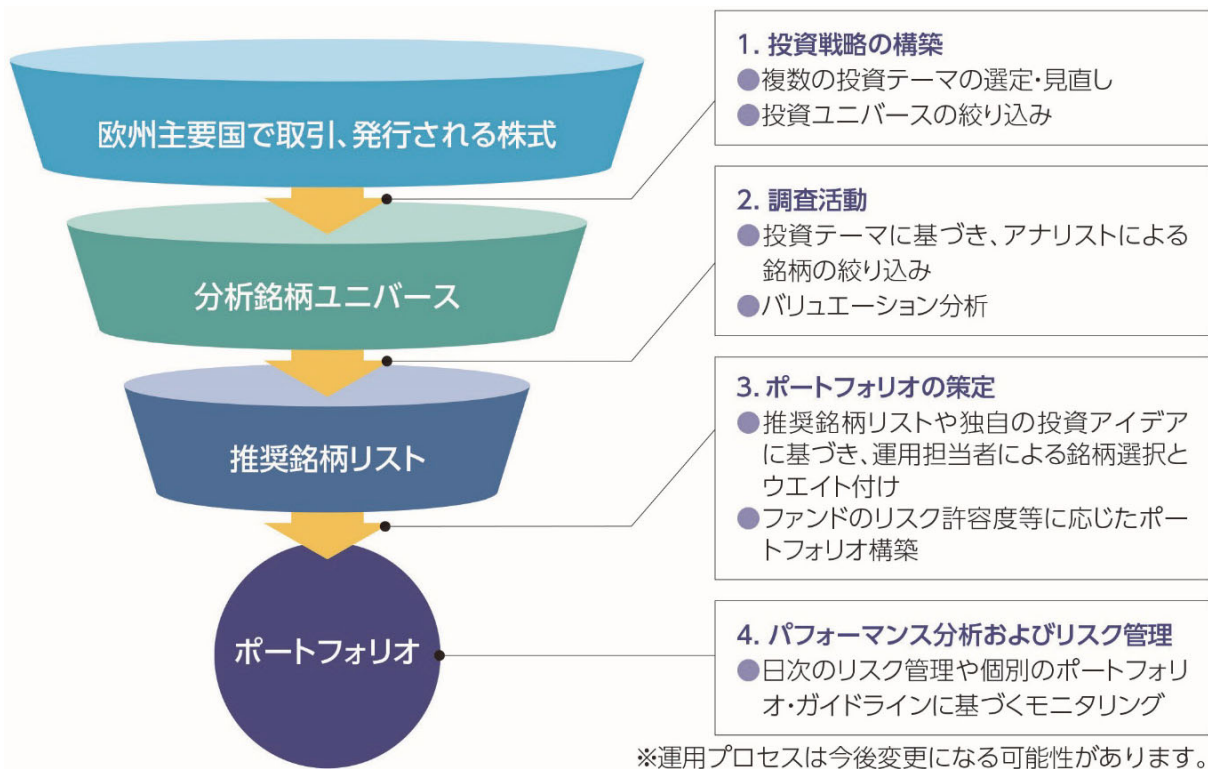
明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(ご参考②)

明治安田欧州株式マザーファンドの運用プロセス

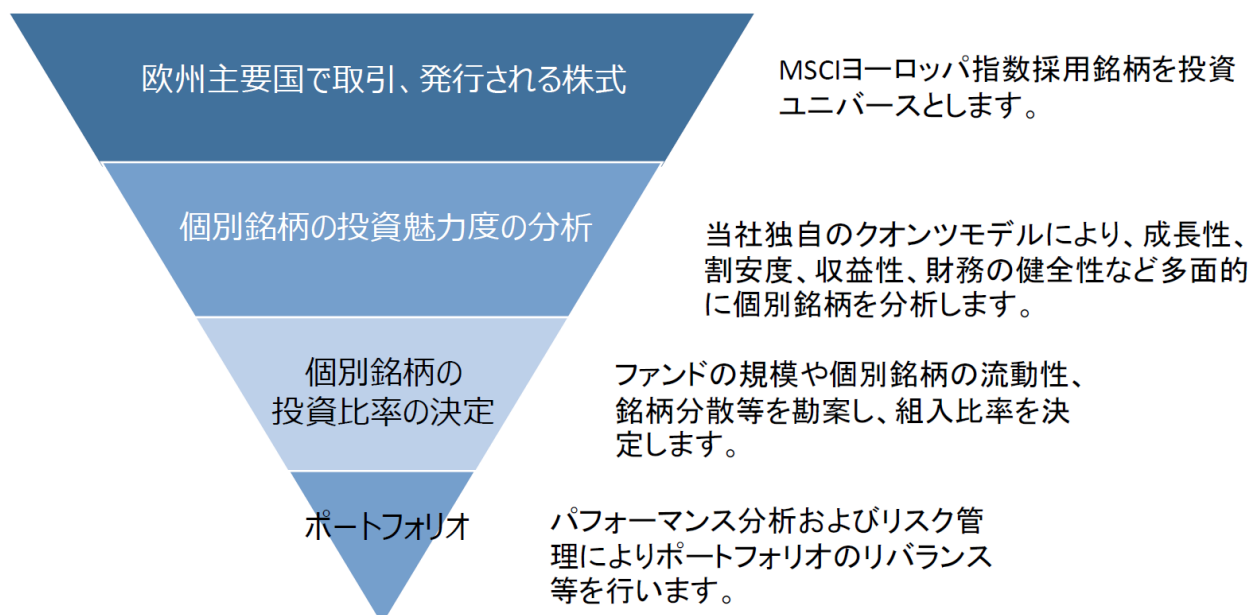
<変更前>

<ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用プロセス>



<変更後>

<明治安田アセットマネジメントの運用プロセス>



信託報酬率

※下線部は変更箇所を示します。

<変更前>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフ プランファンド 20	明治安田ライフ プランファンド 50	明治安田ライフ プランファンド 70
委託会社	<u>0.495%</u> (税抜0.45%)	<u>0.605%</u> (税抜0.55%)	<u>0.671%</u> (税抜0.61%)
販売会社	0.407% (税抜0.37%)	0.583% (税抜0.53%)	0.66% (税抜0.6%)
受託会社	0.055% (税抜0.05%)	0.077% (税抜0.07%)	0.088% (税抜0.08%)
合計	<u>0.957%</u> (税抜0.87%)	<u>1.265%</u> (税抜1.15%)	<u>1.419%</u> (税抜1.29%)

<変更後>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフ プランファンド 20	明治安田ライフ プランファンド 50	明治安田ライフ プランファンド 70
委託会社	<u>0.4807%</u> (税抜0.437%)	<u>0.55%</u> (税抜0.5%)	<u>0.5885%</u> (税抜0.535%)
販売会社	0.407% (税抜0.37%)	0.583% (税抜0.53%)	0.66% (税抜0.6%)
受託会社	0.055% (税抜0.05%)	0.077% (税抜0.07%)	0.088% (税抜0.08%)
合計	<u>0.9427%</u> (税抜0.857%)	<u>1.21%</u> (税抜1.1%)	<u>1.3365%</u> (税抜1.215%)

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

追加型証券投資信託

明治安田ライフプランファンド20

【変更の内容】

投資信託約款

※下線部は変更箇所を示します。

新	旧						
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85.7の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②、③ <略></p> <p>④ <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の87の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②、③ <略></p> <p>④ <u>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">ファンド名</th> <th align="center">投資顧問会社</th> <th align="center">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">明治安田欧州株式マザーファンド</td> <td align="center">ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</td> <td align="center">マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	ファンド名	投資顧問会社	算出方法	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
ファンド名	投資顧問会社	算出方法					
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額					

【変更の内容】

投資信託約款

※下線部は変更箇所を示します。

新	旧						
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②、③ <略></p> <p>④ <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②、③ <略></p> <p>④ <u>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ファンド名</th> <th style="text-align: center;">投資顧問会社</th> <th style="text-align: center;">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">明治安田欧州株式マザーファンド</td> <td style="text-align: center;">ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</td> <td style="text-align: center;">マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	ファンド名	投資顧問会社	算出方法	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
ファンド名	投資顧問会社	算出方法					
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額					

【変更の内容】

投資信託約款

※下線部は変更箇所を示します。

新	旧						
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の121.5の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②、③ <略></p> <p>④ <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の129の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②、③ <略></p> <p>④ <u>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ファンド名</th> <th style="text-align: center;">投資顧問会社</th> <th style="text-align: center;">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">明治安田欧州株式マザーファンド</td> <td style="text-align: center;">ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</td> <td style="text-align: center;">マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	ファンド名	投資顧問会社	算出方法	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
ファンド名	投資顧問会社	算出方法					
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額					

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 〈略〉 ② <u>MSCI ヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。</u> ③ 〈略〉 ④ <u>(削除)</u> ⑤～⑩ 〈略〉</p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 〈略〉 ② <u>グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。</u> ③ 〈略〉 ④ <u>欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。</u> ⑤～⑩ 〈略〉</p>

投資信託約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(運用の権限委託) 第12条 <u>(削除)</u></p>	<p>(運用の権限委託) 第12条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち次に</u>に関する権限を次の者に委託します。 <u>欧州主要国の株式等の運用</u> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>Newton Investment Management Limited</u> <u>Queen Victoria Street London</u> ② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</u> ③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>